

## ○春日市議会災害対応要綱

(平成30年3月8日議会告示第1号)

### (目的)

第1条 この要綱は、市内において大規模災害が発生した場合における春日市議会としての対応並びに春日市災害対策本部(春日市災害対策本部条例(昭和49年条例第42号)第1条の春日市災害対策本部をいう。以下「市災害対策本部」という。)との連携及び協力等に関することを定めることにより、迅速かつ的確な災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興に寄与することを目的とする。

### (議会災害対策会議の設置)

第2条 議長は、市災害対策本部が設置されたときは、春日市議会災害対策会議(以下「議会災害対策会議」という。)を設置することができる。

### (組織)

第3条 議会災害対策会議は、議員全員をもって組織する。

2 議長は、議会災害対策会議の事務を統括する。

3 副議長は、前項に規定する職務に関し議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときにおいて、副議長に事故があるとき、又は副議長が欠けたときは、議員の互選によりそれらの職務を代理する者を定める。

### (参集)

第4条 議員は、何らかの方法により議会災害対策会議の設置を確認した場合は、参集するものとする。ただし、災害による被害の状況、自身の安全の確保、地域及び被災者の支援等により参集することができない場合は、この限りでない。

### (所掌事務)

第5条 議会災害対策会議は、市内における大規模災害の発生に関し、次のとおり対応するものとする。

(1) 各議員が地域の災害の現場、避難所等で得た情報等を集約し、必要に応じて市災害対策本部に提供する。

(2) 災害による被害の状況及び災害への対応の状況等について、各議員に情報提供を行う。

(3) 国、県、関係機関等に対する議会としての要望活動を、必要に応じて積極的に行う。

### (議員の活動)

第6条 議員は、市内において大規模災害が発生した場合は、次のとおり活動するものとする。

(1) 災害の発生に際し、議員は、自らの安否及び連絡場所並びに自らが得た災害に関する情報を積極的に議会災害対策会議に報告するものとする。

(2) 災害の発生に関しては、地域における災害による被害の状況の把握、地域住民の安否の確認、救助及び救出活動、負傷者等への応急救護活動、避難誘導などの地域での活動に積極的に協力することを基本とする。

(3) 災害復旧に関しては、災害復旧、避難所の運営等が地域住民の要望等を的確に反映しているかどうかなどの視点で、地域住民からの情報収集や地域の現地調査等による実態の把握に努めることを基本とする。

2 議員は、前項に規定する場合は、災害による被害の状況及び災害への対応の状況等について、市災害対策本部に対して説明を求めることをしないものとする。  
(議会災害対策会議の解散)

第7条 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、議会災害対策会議に諮り、これを解散することができる。

- (1) 市災害対策本部が解散されたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成したと認められるとき。

(議会事務局の所掌事務)

第8条 議会災害対策会議に係る議会事務局の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市災害対策本部等からの災害による被害の状況及び災害対応の状況等についての情報を議会災害対策会議に提供すること。
- (2) 議会災害対策会議の庶務に関すること。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。